

REACH規則の概要

2007年7月

環境省環境保健部化学物質審査室

1

REACHとは

◆ 欧州の新しい化学物質規制の略称

- 化学物質(CH)の登録(R)、評価(E)、許可(A)及び制限、
(・・中略・・)に関する欧州議会及び理事会規則

(略称) R: registration
E: evaluation
A: authorization
CH: chemicals



2

REACHの主な要素

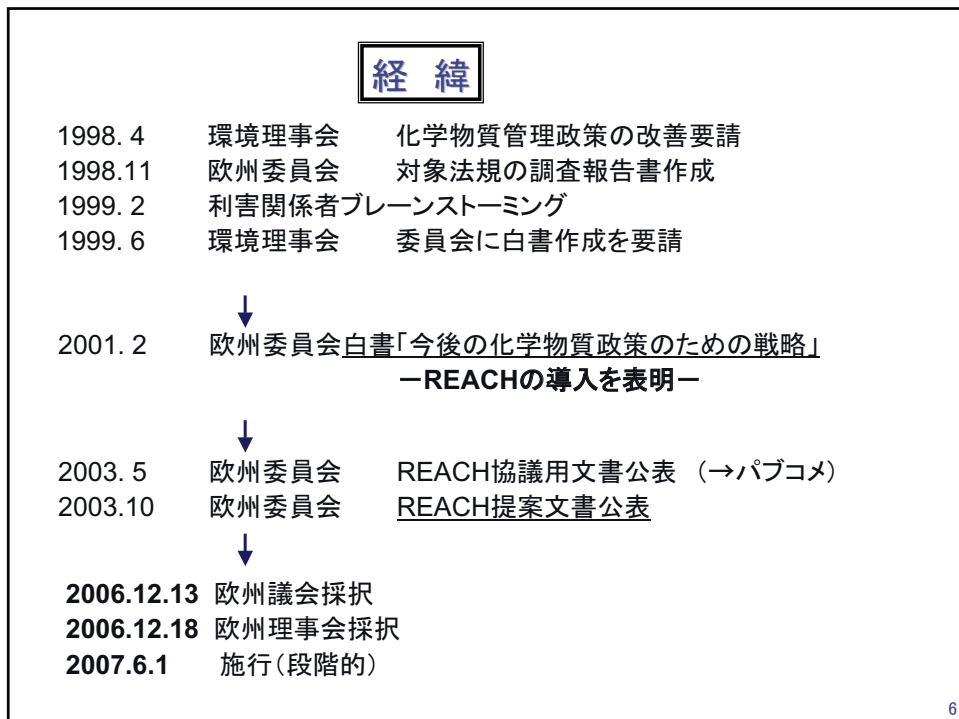
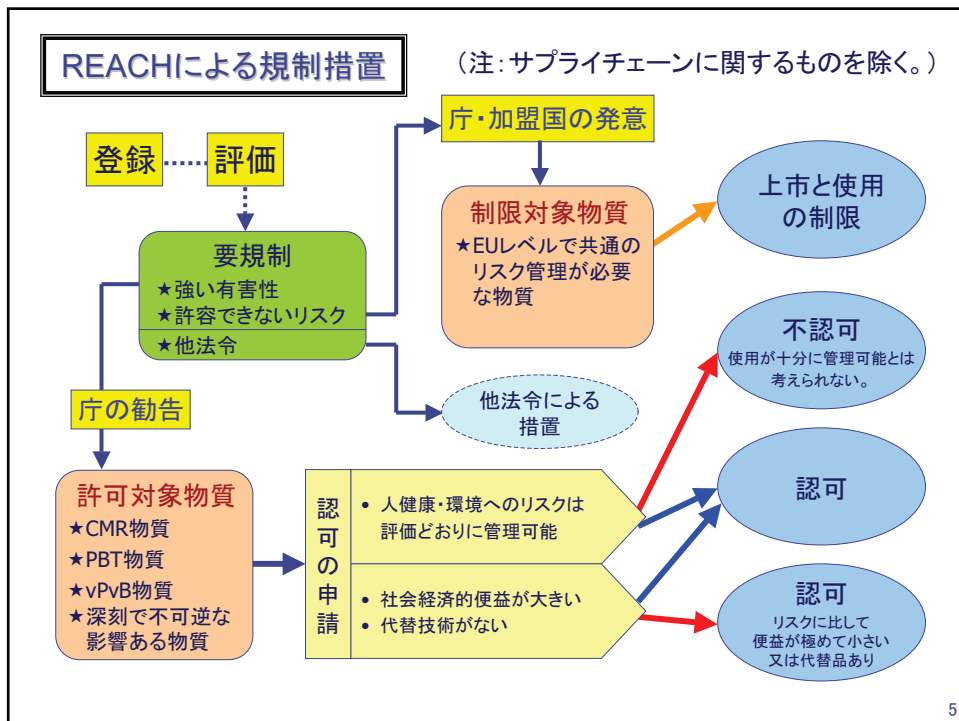
- ◆ **登録・評価・認可・制限**
 - 製造(輸入)者当たり1t/y以上の化学物質は、事業者ごとに登録
 - 10t/y以上の化学物質について、製造輸入者に対し、化学物質安全性評価報告書の作成と提供を義務付け
 - 同報告書の試験案を評価し、懸念物質への追加試験を要求
 - C(発がん性)M(変異原性)R(生殖毒性)物質等の高懸念物質の使用に認可制を新設
 - リスク軽減措置の必要な物質の上市と使用を制限 (現行制度とほぼ同じ)
(参考:上市=市場への供給)
- ◆ **サプライチェーン間での及び消費者との情報共有**
 - 分類・表示/SDS提供の義務付け (現行制度とほぼ同じ)
 - 化学物質安全性評価を踏まえ、情報伝達を強化(10t/y以上の場合)
 - ◆ 使用者から供給者へ対し、用途・ばく露情報を提供 (→川上へ)
 - ◆ 使用者の用途、ばく露シナリオをSDSへ添付 (→川下へ)
 - 危険物質の分類・表示データベースの公開 (GHSの導入を予定)
 - 要請に応じ、成形品に含まれる高懸念物質について消費者に情報提供

3

REACHの特徴

- ◆ **“登録”制度の導入**
 - 製造者・輸入者は化学物質(1t/y以上)について登録が必要
 - データなければ、上市なし(No data, no market)
- ◆ **既存物質/新規物質の区別なく、ほぼ同一の管理制度を導入**
- ◆ **試験とリスク評価の責任を製造・輸入者に移転**
 - 1t/y以上の物質の製造・輸入者は、その物質と用途等の“登録”が必要
 - 10t/y以上の場合、“リスク評価”(用途ごと。動物試験の実施を含む。)を製造・輸入者が実施
- ◆ **高懸念物質(発がん性、難分解・蓄積性・毒性等)に許可制度を導入**
 - 上市・使用の“許可”を得るには、製造・輸入者・川下使用者が安全性を証明する必要あり
 - なお、欧州レベルでリスク軽減対策が必要な物質には“制限”を適用(許可での対応で十分でない場合に備えたセーフティネットの位置づけ行政が“制限”の必要性を示す必要あり。)
- ◆ **サプライチェーンでの及び消費者への化学物質情報の伝達の強化**
 - SDSには安全性評価情報を添付(10t/y以上)
 - 川下の使用者は用途・ばく露情報を上流の供給者に提供
 - 要請に応じ、成形品に含まれる高懸念物質について消費者に情報提供

4



化学物質管理政策の問題点(1998.4 環境理事会)

- 既存物質のリスク評価が進まない
 - ◆ 約十萬種の既存物質のほとんどでリスク評価のための情報がない
 - ◆ 優先的に行おうとした109物質(当時)のリスク評価が進まない
 - 技術革新(イノベーション)が進まない
 - ◆ 新規物質届出件数は17年間で2700件
米国(2000件/年)、日本(300件/年)に比べて格段に少ない
 - ◆ 届出要件が過大で、技術革新を阻害している恐れがある
10kg/y以上の物質で届出必要
1t/y以上での基本情報(ベースセットデータ)も試験データの要件が多い
ポリマーにも多くの情報提供が必要
- ➡ 化学物質管理政策の改善の検討を欧州委員会に要請

7

課題の抽出(1998.11 欧州委員会調査報告書)

- ◆ 報告書
 - 調査対象法規
 - ◆ 理事会指令67/548/EEC(危険物質分類表示指令)
 - ◆ 理事会指令88/379/EEC(現1999/45/EC)(調剤分類表示指令)
 - ◆ 理事会指令76/769/EEC(上市使用制限指令)
 - ◆ 理事会規則(EEC)No793/93(既存物質評価管理規則)
 - 指摘された事項
 - ◆ 新規物質はリスク評価が義務付けられているが、10万種ある既存物質は141種がリスク評価の対象となっているに過ぎない
 - ◆ 既存物質のリスク評価が遅々として進まない
 - ◆ 情報提供義務は製造輸入者のみにあり、川下の使用者にはない
 - ◆ 自身の製品について、事業者自身に責任を課した法規が必要

8

方向性の提示(1999. 6 環境理事会)

- ◆ 35項目の理事会結論
 - 予防原則、持続可能な発展の原則を念頭において結論
 - ◆ 化学物質の管理責任を行政側から事業者側に移し、企業が責任を持ってリスク評価を行う制度とする
 - ◆ 一般大衆への情報提供責任を、製造者のほか配合者、工業的使用者にも負わせる
 - ◆ 既存化学物質のリスク評価は、最も可能性の高い用途、潜在的にリスクが予測される分野に焦点を当てることを考慮
 - ➡ 新化学物質政策白書を2000年末までに作成するよう委員会に要請

9

戦略の公表(2001. 2 欧州委員会)

- ◆ 今後の化学物質政策のための戦略(COM(2001)88最終)公表
 - 次の目標の達成のため、現行法の改正が必要
 - ・人健康と環境の保護
 - ・EUの化学産業の競争力の維持と強化
 - ・域内市場の分断化の防止
 - ・透明性の向上
 - ・国際的な活動との統合
 - ・動物を使用しない試験の促進
 - ・WTOの下でのEUの国際的な責務の遵守

10

登 録

◆ 登録

- 物質ごとに、その物質の識別、すべての用途、試験結果の要旨、安全の指針、化学物質安全性報告書等を庁に届出
- 情報の内容と質は事業者に責任

◆ 内容(§6,7)

- 1t/y以上の化学物質の製造者、化学物質／調剤中の物質の輸入者は、その物質を登録する義務あり(約3万物質)
- 10t/y以上の場合、化学物質安全性評価が必要(約1万物質)
- ポリマーは登録不要。ただし、ポリマーの2%以上の構成成分(モノマー等)は、ポリマー中で1t/y以上となる場合には登録が必要
- 成形品中の物質も、事業者当たり1t/yを超え、放出が意図されている場合には、登録が必要

※ 登録されていない物質は、製造・輸入できない。

11

登録の適用除外・免除

◆ 登録が適用されないもの

- 該当法規の範囲内で、以下の用途に使用されている物質
 - ・ ヒト動物用医薬製品
 - ・ 食品添加剤
 - ・ 動物栄養剤
 - ・ 矯味剤(flavouring)
 - ・ 飼料添加物
- 放射性物質、税関の監視下にある通過中の物質、単離されない中間体、廃棄物、防衛上必要な物質

◆ 登録義務の免除

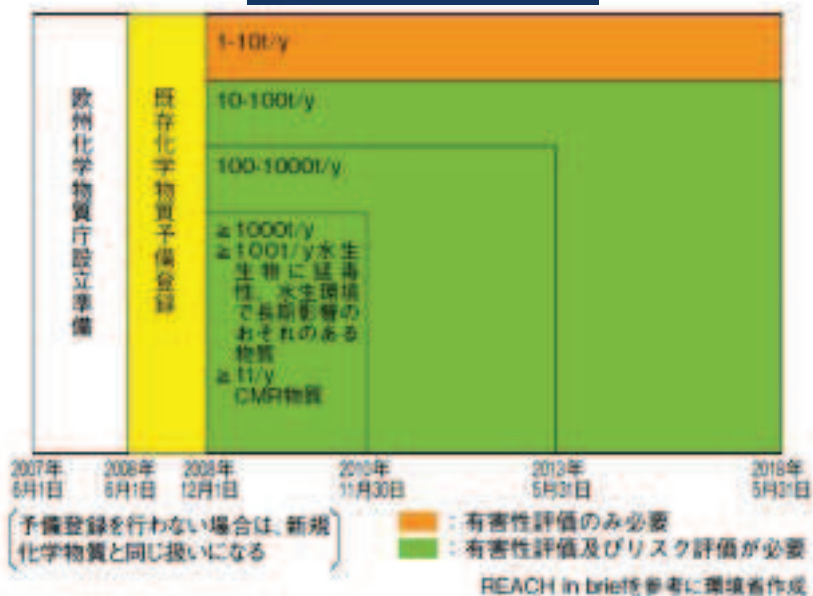
- 附属書IVにリストされた物質 (でんぷん、植物油など約70物質)
- 附属書Vのカテゴリーに該当する物質
 - ◆ 危険と分類されない、化学的修飾を受けない鉱物、天然物
 - ◆ 貯蔵、使用等の際に付随して生じる物質、その他
- ポリマー(ただし、ポリマーを構成するモノマーは、登録要)
- 研究・プロセス開発用物質(免除期間は5年、医薬品の場合は10年延長可)(届出要)
- 登録後EU内で回収された物質

◆ 登録の軽減措置

- 特定の要件を満たす中間体

12

登録のスケジュール



13

登録の要件

- ◆ 登録文書の主項目:
 - 1t以上: 固有の性状
 - 10t以上: 化学物質安全性報告書(CSR)
- ◆ 段階的な試験:
 - 1~10t: 入手可能な情報+附属書VIIの物理化学的性状 (優先物質については附属書VIIの全情報)
 - 10~100t: 附属書VII及びVIII
 - 100~1000t: 附属書VII及びVIII、附属書IXの情報のための試験の提案
 - 1000t以上: 附属書VII及びVIII、附属書IX及びXの情報のための試験の提案

14

登録のための書類

	健康	環境
1～10t 優先物質	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <i>in vitro</i> 皮膚・眼刺激性 ◆ 皮膚感作性 ◆ <i>in vitro</i> 変異原性 ◆ 急性毒性(一つの投与経路) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 急性水生毒性－ミジンコ ◆ 微生物分解性－生物分解性及び加水分解性 ◆ 急性水生毒性－藻類
10～100t	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <i>in vivo</i> 皮膚・眼過刺激性 ◆ 更なる<i>in vitro</i> 変異原性 ◆ 亜急性毒性(28日間) ◆ 生殖毒性スクリーニング 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 急性水生毒性－魚類 ◆ 活性汚泥 ◆ 吸着・脱離スクリーニング
100～1000t	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 更なる変異原性試験 ◆ 亜慢性毒性(90日間) ◆ 更なる生殖毒性試験 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 長期的水生毒性－ミジンコ及び魚類 ◆ 更なる分解及び環境中運命・挙動の研究 ◆ 陸生生物への短期的影響
1000t超	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 更なる変異原性試験 ◆ 発癌性 ◆ 慢性毒性 ◆ 更なる生殖毒性試験 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 更なる分解及び環境中運命・挙動の研究 ◆ 陸生生物への長期的影響

15

情報の利用可能性

- ◆ インターネット上での無料公開
 - － 物質の特定に関する情報
 - － 分類
 - － 物理化学的データ
 - － 毒性・生態毒性研究の結果
 - － 推定無影響レベル(DNELs)及び予測無影響濃度(PNECs)
 - － 安全な使用に関するガイダンス
 - － 分析方法
- ◆ インターネット上で原則無料公開(企業が正当な根拠を示す場合には例外あり)
 - － トン数量幅に関する情報
 - － 不純物
 - － 上記以外のSDS記載情報
 - － 研究概要／ロバスタスタディの概要
 - － 国際純応用化学連合(IUPAC)命名法による物質名・商品名
- ◆ 消費者へ化学物質情報の提供
 - － 高懸念物質を成形品に重量比0.1%で含む場合、供給者は、消費者の求めに応じ、その成形品の安全な使用に十分な情報(少なくとも物質名)を、45日以内に無料で提供

16

データの共有

物質情報交換フォーラム(SIEF)とデータの共有

- 予備登録者は、同一の物質ごとにデータベースにアクセスし、脊椎動物試験を重複して実施しないよう情報交換を行う
- SIEF内に脊椎動物試験がない場合、誰が試験を行うかの合意に達すべくあらゆる手続きを踏むこと
- 脊椎動物試験の所有者が、コスト・試験の情報を開示しない場合、他のメンバーはデータがないものとして登録手続きを進めること

17

成形品に含まれる物質

成形品の生産者または輸入業者の義務

◆ 登録の義務

- 事業者当たり1t/yを超え、放出されることが意図されている場合、その物質は登録が必要
- その使用が既に登録されている場合は不要

◆ 届出の義務

- CMR、PBT、vPvB、その他の高懸念物質^(注)と特定された物質で、0.1%以上含まれ、1t/yを超える場合、届出が必要
(処分を含め、ばく露が排除できる場合は不適用)
 - その使用が既に登録されている場合には不要
- (注): 認可の対象となりうる、人又は環境に重篤で不可逆な影響を及ぼす物質
- 認可候補リストに物質が掲載されて6ヶ月間後に適用

18

化学物質安全性報告書

◆ 化学物質安全性報告書

化学物質安全性評価を文書化したもの

◆ 製造者・輸入者の義務

- 登録の対象となる10t/y以上の物質は、化学物質安全性評価を実施し、化学物質安全性報告書を作成すること
- 調剤中の物質の場合、その濃度が調剤を危険と分類する濃度未満の場合は作成不要（PBT、vPvB物質の場合<0.1%）
- 化学物質安全性評価で特定されたリスクを、適切に管理する措置を特定し適用するとともに、MSDSの中でも推奨すること

19

化学物質安全性評価(附属書I)

◆ 10t/y以上の物質は、用途ごとの安全性評価が求められる（廃棄物の段階を含む、物質のライフサイクル全てを対象）

◆ 安全性評価の中身

- 人健康に関する有害性評価：
（分類表示、無影響ばく露レベル(DNEL)の決定）
- 物理化学的性質の有害性評価：
（分類表示の決定）
- 環境に関する有害性評価：
（分類表示、予想無影響濃度(PNEC)の決定）
- PBT・vPvB評価：
（クライテリアとの比較、排出の特性化）

物質が①危険性有、②PBT、③vPvBとみなされる場合、さらに

- ばく露評価：
（ばく露シナリオ策定、ばく露の推定）
- リスク評価：
（あらゆるばく露シナリオでの、DNEL、PNECとの比較、重篤度のアセスメント）

20

評価

不必要な動物試験の回避、良質のデータの入手が目的
審査結果に基づき作成された情報は、制限・許可対象物質の選定に使用

2種類あり

①登録一式文書(ドシエ)の審査

- 必要な情報が提出されているかを行政側が確認

②物質の審査

- 高リスクが懸念される物質に追加情報を要求する必要があるか否かを行政側が審査

21

認可の目的と対象範囲

高懸念物質のリスクの十分な管理と代替化の推進が目的

◆ 対象物質: 高懸念物質のうち優先物質として附属書XIVに収載される物質

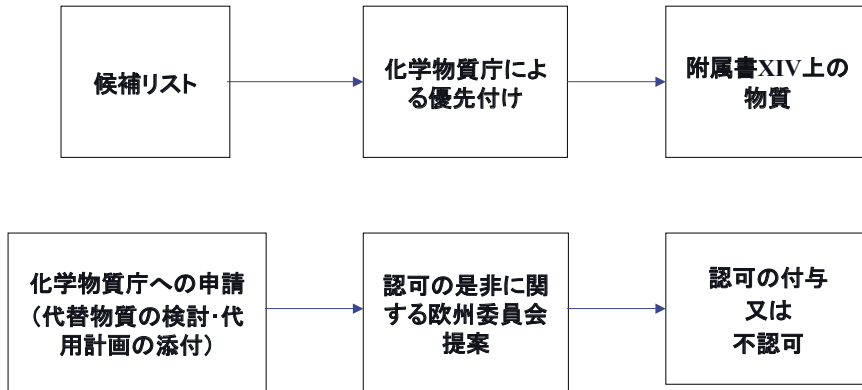
- 区分1又は2のCMR物質、PBT物質、vPvB物質
- 上と同等の懸念を生じ、人健康・環境への重篤な影響(例: 内分泌攪乱作用)の科学的証拠がある物質
(注: 登録の有無とは関係なく、1t/y以下での使用にも適用される)

◆ 認可の適用除外

- 1t/y以下の量での研究開発用途
- 危険性分類を行う際の濃度限界値未満で調剤に含まれている物質
- 0.1%未満のPBT物質、vPvB物質

22

認可の流れ



23

認可の付与

懸念が非常に高い物質
(CMRカテゴリー1及び2、PBT、vPvB、深刻な懸念の化学的証拠あり)

CMR又はCMRと同程度の懸念がある物質

PBT、vPvB、又はPBTやvPvBと同程度の懸念がある物質

影響の上限を設定することが可能か？

Yes

No

リスクが十分に管理されている(すなわち、ばく露の程度が閾値よりも十分低い)か？

Yes

No

認可の付与

社会的・経済的便益が人の健康や環境に対するリスクよりも大きいか？

No

適切な代替物質・代替技術が利用可能か？

Yes

No

不認可

24

制 限

欧州共同体レベルで共通のリスク軽減対策が必要な物質には、
製造、使用及び上市を制限

- ◆ 性格
 - －加盟国・欧州委員会が主導
 - －安全ネットとして機能

- ◆ 対象物質
 - － 附属書XVII収載物質（現行の指令76/769/EECから引継がれる）
 - ◆ 47カテゴリーの物質（群）が対象（うちCMR物質 約860）
 - ◆ 1t/y を超えない量での研究・プロセス開発用の製造・上市・使用には適用されない。

- ◆ 措置
 - － 制限対象物質が同時に認可対象になることはない。
 - － 新たな制限は、欧州委員会または加盟国の発意に基づき、リスク評価専門委員会、社会経済分析専門委員会の意見を求めた上で、庁が取りまとめる。
 - － 制限の制定過程における情報は、ウェブで公開される。

25

現行の制限物質の例

	物質、物質のグループまたは調剤	制限条件
6	アスベスト繊維	繊維および繊維を含む製品の上市と使用の禁止
20	有機すず化合物	船舶等の汚染防止、工業用水処理等への上市、使用禁止
23	カドミウムおよびその化合物	ポリマー着色剤、PVC安定剤としての使用禁止、および使用された製品の上市の禁止
28 29 30	発がん性、変異原性または生殖毒性カテゴリー1または2に分類される、別表記載の物質（約860物質）（＝認可対象の候補物質） http://ec.europa.eu/enterprise/chemicals/legislation/markrestr/consolid_1976L0769_en.pdf	一般大衆への販売用物質中、規定濃度以上での使用禁止
44 45	ジフェニルエーテルペンタブロモ誘導体 ジフェニルエーテルオクタブロモ誘導体	物質及び0.1%以上の濃度の混合物の上市と使用の禁止
46	ノニルフェノール ノニルフェノールエトキシレート	物質及び0.1%以上の濃度の混合物の、特定用途（略）のための、上市と使用の禁止

26

分類と表示

- ◆ 対象物質
 - 製造・輸入業者による登録の対象となる物質
 - 危険と分類される所定濃度を超えて調剤に含まれて上市される物質
 - ◆ 届出義務
 - 物質を上市する製造・輸入業者は、登録の一部として提出していない場合には、以下の事項の届出が必要
 - 製造・輸入業者、物質の識別
 - 有害性分類、有害性表示、濃度限界値
 - 同一物質に異なる分類・表示要件が届けられた場合、届出者は統一するよう努力すること
 - ◆ 分類・表示インベントリー
 - 届け出られた分類・表示の情報は、データベース化され、非秘密情報は公衆が利用できるように公開される。
- ※ 分類・表示には、GHSの採用を予定

27

サプライチェーンでの情報伝達

- ◆ SDS提供の義務
 - 物質又は調剤が危険と分類される場合は、常に
 - 物質又は調剤の受領者にSDSを提供すること
 - 化学物質安全性評価が行われた場合、附属書として受領者ごとのばく露シナリオを添付のこと(←従来のSDSには含まれていない。)
- ◆ SDSが要求されない物質及び調剤での情報伝達
 - 以下の情報を最初の出荷時まで、直接の川下の使用者に伝達すること
 - 登録番号、認可に関する情報
 - 制限の詳細、その他リスク管理に必要な情報
- ◆ サプライチェーンの上流側への伝達
 - いかなる行為者も、以下の情報を隣接する川上の行為者に伝達すること
 - 有害性に関する新しい情報
 - 提供されたSDSの情報の適切性に疑問を起こすおそれのある情報

28

川下の使用者の義務

◆川下の使用者

化学物質の工業的または職業的使用者（製造者・輸入者を除く）
（注：流通業者、消費者は含まれない。）

◆供給者への情報提供

- 化学物質の供給者が化学物質安全性評価を行う際に考慮できるように、川下の使用者自身の使用に関するばく露シナリオを、供給者に提供
- 情報提供しない場合は、自ら化学物質安全性報告書を作成

◆化学物質庁への報告

- 提供されたSDSに記載されていないばく露シナリオで使用する場合
- 化学物質の使用の記述等、所定事項を庁に報告すること（1t/y未満の物質には不要）

◆許可対象物質の使用の届出

- 許可条件で化学物質を使用する場合
- 化学物質の最初の供給後3ヵ月以内に庁への届出が必要。

29

円滑な施行のための欧州委員会の取組(1)

◆ RIPS (REACH Implementation Projects)

目的

- ◆ REACH施行時にすべての関係者が等しく情報を共有できるようにする
- ◆ 産業界、加盟国当局者、化学物質庁のための技術指針の作成、技術的援助体制の構築、関係者の経験の共有

プロジェクト

- RIP-1: REACHプロセスの説明書、フロー図
- RIP-2: REACH施行のためのITシステム(REACH-IT)
- RIP-3: 産業界のための技術指針
- RIP-4: 当局のための技術指針
- RIP-5: 化学物質庁代行機関(Pre-Agency)の設立
- RIP-6: 化学物質庁機能の確立
- RIP-7: 欧州委員会の体制整備

30

円滑な施行のための欧州委員会の取組(2)

◆ RIP-3/RIP-4

REACH施行のための技術的ツール作成プロジェクト

- ◆ 15のサブプロジェクト(手引書の作成) (2004～)

主なサブプロジェクト

- RIP3.1: 技術一式文書作成
- RIP3.2: 化学品安全性報告書作成
- RIP3.3: 登録のための情報要件
- RIP3.4: 予備登録とデータの共有
- RIP3.6: GHSに基づく分類表示
- RIP3.8: アーティクルの要件
- RIP3.10: 物質の同一性チェック
- RIP4.3: 認可物質の優先性の設定

31

質問のあるときは

■ 欧州全体のヘルプデスク

欧州化学物質庁(ECHA)

http://ec.europa.eu/echa/reach/helpdesk_en.html

■ 国ごとのヘルプデスク

一覧は http://ec.europa.eu/echa/reach/helpdesk/nationalhelp_contact_en.html

ベルギー: http://mineco.fgov.be/organization_market/reach/home_fr.htm

フランス: <http://www.reach-info.fr>

ドイツ: <http://www.reach-helpdesk.de>

イタリア: <http://www.helpdesk-reach.it>

オランダ: <http://www.REACH-Helpdesk.nl>

まずは取引のある国のヘルプデスクに問い合わせ(by 欧州委員会)

32

REACH関係ウェブサイト

- ◆ 欧州理事会
http://ue.eu.int/cms3_fo/index.htm
- ◆ 欧州議会
http://www.europarl.eu.int/committees/home_en.htm
- ◆ 欧州委員会
 - 企業総局
http://europa.eu.int/comm/enterprise/chemicals/index_en.htm
 - 環境総局
<http://europa.eu.int/comm/environment/chemicals/reach.htm>
 - 欧州化学物質局 <http://ecb.jrc.it/>
- ◆ 欧州化学物質庁
http://ec.europa.eu/echa/reach_en.html
- ◆ 環境省
<http://www.env.go.jp/chemi/reach/index.html>

33

(参考1)

REACHの用語

- ◆ 成形品 (Article)
特定の形状と、その形状に伴う最終機能を有する物品
- ◆ 調剤 (Preparation)
2種以上の物質で構成される意図的混合物または溶液
- ◆ 庁 (Agency) : 欧州化学物質庁 – REACHの執行機関 (新設)
- ◆ CMR: 発がん性 (C)、変異原性 (M)、生殖毒性 (R)
- ◆ 区分1及び2
指令 (67/548/EEC, 76/769/EEC) で用いられている分類 (注: CMRについては、数字が小さいほど影響の確からしさが高い。)
- ◆ PBT: 難分解性 (P) and 高蓄積性 (B) and 毒性 (T)
- ◆ vPvB: 極めて難分解性 (vP)、高蓄積性 (vB)

(参考) GHS

化学物質の分類及び表示に関する世界調和システム

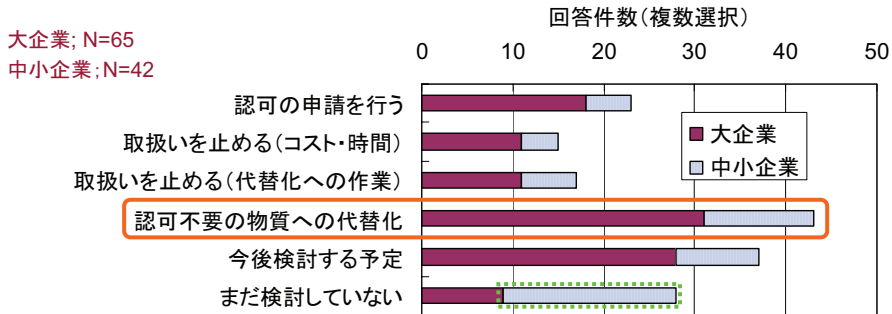
34

(参考2)

国内事業者のREACHへの対応に関するアンケート結果報告 対応と課題(化学物質製造事業者)

注:平成19年1月から3月にかけて環境省が実施(請負先:OECC)

QIII-A-8. 製造する化学物質が認可の対象とされた場合、どのような対応を取る予定ですか。[複数回答]

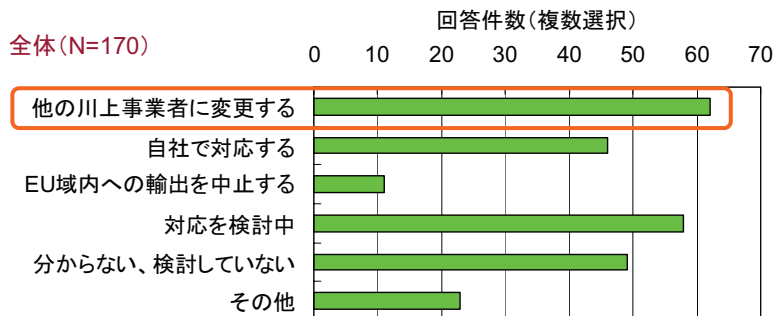


- ✓環境負荷の低い物質への代替化が期待される
- ✓中小企業の対応が遅れている傾向

35

国内事業者のREACHへの対応に関するアンケート結果報告 対応と課題(成形品製造事業者)

QIII-B-6. 川上事業者がデータを提供しない場合に、どのようにしてデータを収集することになるとお考えですか。[複数回答]

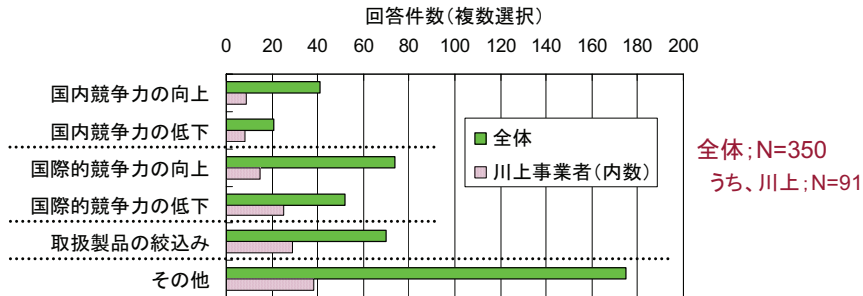


データが提供される川上事業者への変更も検討

36

国内事業者のREACHへの対応に関するアンケート結果報告 REACHに対する全般的な評価

QIV-2. REACHの導入は、御社の事業分野にどのような変化を与えたとお考えですか。[複数回答]



- ✓ 国内・国際競争力の向上を期待 → ビジネスチャンス
- ⊖ 川上事業者のみ、国際競争力の低下を懸念
- ✓ 「その他」の回答多数 → 現段階では判断できない

37

(参考3)

中国における欧州REACH対応

- ◆ 昨年12月にREACHが成立。欧州域内のみならず、域外から化学物質・成形品を欧州に輸出する事業者等においても対応が必要。
- ◆ 中国政府はREACH専用ウェブサイトを構築し、情報提供を行っている。



環境省の実施した日本国内事業者のREACH対応アンケートやシンポジウムの資料も掲載

<http://reach.cheminfo.gov.cn/>

38

(参考4)WSSD2020年目標(健康と環境への影響の最小化)の達成に向けた
化学物質対策の動向

高懸念の物質			通常の物質	
規制強化(原則禁止、代替促進)の流れ			リスク評価の適正化(必要に応じ規制)の流れ	
POPs	重金属	CMR	既存化学物質	新規化学物質
<p><グローバル> POPs条約に 基づく取組 (12物質)</p> <p>・製造使用の 原則禁止 ・工場等から の排出削減 (BAT適用) ・POPsの 新規追加 を検討中</p>	<p><UNEP> ・グローバル水銀 アセスメントなど の実施</p> <p><欧州> ・自動車及び 電気電子機 器への重金 属の使用を 原則禁止 (ELV指令、 RoHS指令)</p> <p><日本> ・情報の共有 (有効利用と 適正処理)</p>	<p><EU> ・REACHで 原則禁止予定 (現状で約850 物質を規制)</p> <p><日本> ・法規制により 原則禁止とし ているものは 僅か</p>	<p><欧州> REACHで以下を予定 ・有害性情報の充実 2019年までに既存物質と 新規物質を同等の取扱い (リスク評価を事業者が実施) ・暴露情報の充実 製品中の化学物質の用途を 川下から川上にフィードバック</p> <p><米国> ・自主的取組と規制的措施(法 に基づく命令)の組み合わせ</p> <p><日本> ・自主的取組を推進 ・2020年までを見通した枠組 みが必要</p>	<p><欧州> ・既存物質にリソー ス(人・資金)をシ フト</p> <p><日本> ・今後、よりリスクを 考慮した 審査スキーム の導入が必要 (既存物質も同じ)</p>
製品中の化学物質の情報(種類、濃度、用途)の共有が課題(欧州はREACHで対応)				